

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

貸切バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の 安全確保の取組の徹底について (重要)

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、沖縄総合事務局運輸部長から4月21日(日)の神戸市JR三宮駅前において発生した死傷事故を踏まえ通達を発出し、事業用自動車の安全確保に万全を期すよう周知徹底を図ったところですが、5月24日(金)、滋賀県草津市の名神高速道路上り線の草津ジャンクション付近において、貸切バスが乗用車に衝突し、1名死亡、14名が重軽傷を負う痛ましい多重事故を受け、通達が発出されました。

このため、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、同通達「下記」事項について、運転者等に対して周知・徹底して頂きますようお願い致します。

記

運送事業者は、運行管理者に対して以下のことを改めて徹底するとともに、その実施状況について乗務記録を確認すること等により、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないこと。

- (1) 運転者が過労運転とならないように、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)その他の関係法令に基づいて作成した乗務割に従って運転者を事業用自動車に乗務させるとともに、運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運転をすることができないおそれのある運転者を乗務させないこと。
- (2) 運転者に対する指導、点呼等において、
 - ①運行に際して注意を要する箇所を伝えた上で、運行している道路の状況に対する注意を徹底すること。
 - ②道路の状況を踏まえた安全速度での運転等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
 - ③運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとることを徹底すること。また、疲労や眠気により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、申し出るよう徹底すること。

<お問い合わせ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL: 098-863-0280